

4月20日 シュークリームではじける笑顔

町内の洋菓子店パティスリークブルと沖繩森永乳業(株)(知念良明社長)、(株)名城(名城孝社長)の合同による「ハッピースイーツプロジェクト」が行われ、町内13カ所の学童に通う子どもたちにシュークリームが配られました。クブルのオーナー玉那覇勝さんは「落ち込んでいる子どもたちのためにクブルができることを考えた。不安や心配事が多い中だが、シュークリームと一緒に笑顔とハッピーを届けたい」と思いを語りました。子どもたちは「食べるのが楽しみ!」と笑顔を見せ、太陽学童の山内奈保子主任は「子どもたちが地域の皆さんに見守られていることを実感できてとても嬉しい」と語りました。



太陽学童の子どもたち

5月1日 コロナに負けるな マスク寄贈

(株)学秀館(石川幸一郎代表取締役)からマスク1万枚、(株)坂田給油所(比嘉健二代表取締役)からマスク2千枚の寄贈がありました。石川さんは「自分自身も小さな子どもや年老いた親もおり、危機感を感じている。少しでもお役に立てれば」と話しました。また、坂田給油所を代表して出席した比嘉公一さんは「40年も給油所が営業できているのは町民の皆さんのおかげ。必要などころに届いてくれればと思う」と話していました。上間明町長は「貴重なマスクをありがとうございます。町内で必要な場所に配布し、大切に使用させていただきます」と感謝を述べました。



4月15日 トルコギキョウとアマビエが役場に

新型コロナウイルスの感染拡大により閉塞感が漂う中、(株)農業生産法人西原ファーム(新川潤代表取締役)より色鮮やかな町産トルコギキョウ、また、町出身の「もじ書き」アーティストいちさん(本名・与儀一さん)よりメッセージボードと疫病退散に御利益があるとされる妖怪「アマビエ」の絵の贈呈がありました。いただいた花や絵は町役場の総合案内に飾られ来庁者へ癒しを届けました。



4月30日 感染症対策に役立てて 愛の贈りもの

新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいと、(有)秀開発工業(仲間美智秀代表取締役)よりふるさとづくり寄付金として50万円を頂きました。



5月12日 マスク寄贈

(株)サンペリア(田代修社長)からマスク1万枚の寄贈がありました。田代社長は「昨年7月、翁長に杜ノ庭どうぶつ病院を開設する際に、西原町の皆さんに大変お世話になった。場所によっては質の高いマスクが必要だと思うので、感染防御のために使っていただきたい」と話しました。



5月12日 石川酒造場より高濃度エタノール寄贈

(株)石川酒造場(大城俊男社長)から、手指の消毒に利用できる高濃度エタノール「80(エイティー)」5ケースの寄贈がありました。仲松政治会長は「これまで泡盛として販売していた商品を非飲用のエタノールとして販売することにより、値段を500円下げることができた。活用してもらい西原町の健康安心に貢献できればありがたい」と話していました。



寄贈 ありがとうございます  
◆琉球警備保障(株)(仲間淳一代表取締役)からマスク1,000枚の寄贈がありました。  
◆町生活研究会(小波津ミエ子会長)・町赤十字奉仕団(儀間信子団長)の皆様・母子保健推進員伊波嘉子様から手作りマスクの寄贈がありました。

詐欺にご注意を! 特別定額給付金のために ATMの操作・手数料の振込みを求めることは絶対にありません!

特別定額給付金の申請はお済みですか?

新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策「特別定額給付金」について、5月18日から給付対象のすべての世帯へ申請書類を郵送しています。お手元に書類が届いているかご確認ください、お早めの申請をお願いします。

給付対象者及び受給権者

西原町での給付対象者は、基準日(令和2年4月27日)において、西原町で住民基本台帳に記録されている方です。受給権者は、その方が属する世帯の世帯主です。

給付額 給付対象者1人につき10万円

申請期間 令和2年5月20日(水)~8月19日(水)必着  
※申請期間を過ぎると申請できなくなりますのでご注意ください!

給付金の申請及び給付の方法

町民のみなさまへの感染症拡大防止の観点から、給付金の申請は以下の2通りを基本とします。また、給付は原則として、申請者の本人名義の銀行口座への振り込みで行います。詳しくは郵送された書類をご確認くださいか、西原町ホームページをご参照ください。

①郵送申請方式

西原町役場から受給権者(世帯主)宛てに郵送された申請書に署名や振込先口座などの必要事項を記入し、①振込先口座の確認書類と②本人確認書類とともに、同封された返信用封筒(切手不要)に入れ、西原町役場へ郵送してください。



②オンライン申請方式

マイナンバーカード所持者が利用可能。パソコンの場合はICカードリーダー、スマートフォンの場合は対応機種が必要です。総務省の特別定額給付金特設ホームページから、オンライン申請(マイナポータル内)を行ってください。



お問い合わせ

総務部 企画財政課 特別定額給付金担当 ☎098-911-9174  
総務省特別定額給付金コールセンター ☎0120-260-020

新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安が変更になりました

相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱などのかぜ症状が見られるときは、学校・会社を休み外出を控える。
- 発熱などのかぜ症状が見られたら、毎日体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患(持病)をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医などに電話でご相談ください。

相談・受診の目安



お問い合わせ  
福祉部 健康支援課  
保健予防係  
☎098-945-4791

